

# 歌舞伎のソフト について

## 1 | 歌舞伎のソフトとは

歌舞伎俳優の写真及び歌舞伎俳優の実演を録音録画した映像・音声（収録物）のことを、ここではまとめて「歌舞伎のソフト」と呼ぶことにします。

これらのソフトの撮影者・制作者、制作目的、収録内容、所蔵者等は様々であるため、その違いによって、それぞれ、権利者、権利処理の方法、許される利用方法・範囲などが異なってきます。

したがって、ソフトの利用にあたっては、各ソフトごとに権利者を確認したうえ、希望する利用方法に応じた権利処理を行う必要があります。

日本俳優協会は、歌舞伎のソフトの利用に必要な権利処理のうち、歌舞伎俳優に帰属する権利の処理についての窓口業務を行っています。

## 2 | 歌舞伎のソフトの種類

歌舞伎のソフトは、おおむね、次のように分類することができます。

各ソフトごとの具体的な権利処理の実態は、第3章Ⅲ（44頁～）で詳しく解説しています。

## 歌舞伎のソフトの種類

種 類		撮影者・制作者	備 考
1 写 真	(1) 舞台写真	松竹株 プロの写真家	歌舞伎の舞台公演の写真やプロマイド。この写真撮影は、松竹写真部ほか限られたプロの写真家にのみ許諾しています。 注1
	(2) 記録用写真	日本芸術文化振興会、松竹株等	後日の参考資料とするために、記録・保存を目的として撮影されているものです。 注2
	(3) 報道・宣伝用写真	報道機関、出版社等	舞台公演の報道、宣伝等のために撮影されたものです。 注3
2 映像・音声	(1) 放送番組用	放送事業者	日本放送協会などが、劇場中継番組等の放送用に収録した放送用素材です。
		松竹株	松竹株も、CS放送に供給するために歌舞伎座などの舞台公演を収録しています。 注4
	(2) 記録用	日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会（国立劇場）では、創立以来すべての自主公演を記録用に録音・録画しています。その他、国立劇場で催される研究公演、舞踊会などについても記録・保存されているものがあります。
	(3) 映画 ①記録映画	松竹株等	松竹株は、歌舞伎座、新橋演舞場等における舞台公演を、記録用に録音録画して保存しています。 注5
		松竹株等	主に記録を目的として撮影された映画です。映画館での上映はほとんどされていないものと思われます。 注6
	②文化映画	日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会（国立劇場）の自主制作映画です。伝統芸能の普及啓蒙や社会教育を目的として制作されたものです。 注7
	③劇場用映画	各映画会社	映画館での商業的上映を目的として製作された映画です。歌舞伎が映画の一部に使用されているものも含まれます。 注8
	(4) 商業用ビデオ・DVD	ビデオ等製作者	おもに、放送用素材や記録用映像など既存の録音録画物を二次的に利用して製作されたものが大半ですが、はじめから市販用としてビデオやDVDに収録されたものもあります。 注9
	(5) 商業用レコード・CD	レコード製作者	レコード会社が、市販用に録音したものです。 注10

注1:歌舞伎公演を行う劇場・ホールでは、観客による写真撮影は禁止されています。

歌舞伎座で販売されている舞台写真やプロマイドの撮影は、劇場、興行会社及び歌舞伎俳優から許諾を受けている限られた歌舞伎専門の写真家が撮影したものです。

これらの写真は、所定の手続きを経れば、一般に利用可能です。

注2:日本芸術文化振興会（国立劇場）は、日本芸術文化振興会法に基づき、伝統芸能の保存、振興、普及等を目的として、伝統芸能に関する調査研究、資料収集・利用等の業務を担っています。その一環として、写真や映像・音声による公演記録の作成を行っています。

また、松竹株も従来からその劇場での公演記録を作成しています。

いざれの写真についても、撮影者である松竹(株)、日本芸術文化振興会（国立劇場）等が所蔵しています。

これらの写真は、記録のみを目的として撮影されたもので、一般公開が前提とはされませんが、所定の手続きを経て利用することは可能です。公開の可否については、関係する俳優がその都度判断することになります。

注3:報道や宣伝用の写真は、通常、劇場や俳優等から注1の舞台写真などが提供されるため、報道機関や出版社等のカメラマンがそのために新たに撮影することは稀です。演劇出版社が雑誌「演劇界」に掲載するための写真も同様ですが、新たに撮影され演劇出版社が保有する場合もあります。

これらの写真は、所定の手続きを経れば、一般に利用が可能です。

注4:日本放送協会は、劇場中継放送番組の録音録画物を所蔵しています。音声のみのものもラジオ放送で劇場中継が盛んだったころの録音が残されています。これらは、所定の手続きを経れば、貸出しを受け、利用することが可能です。

また、日本放送協会及び民放各社は、歌舞伎に関する報道用に収録した録音録画物を所蔵しています。多くは、襲名、初舞台、特別な公演などの情報として、特定の番組で放送するために収録されたものです。舞台公演の一部を収録したものほか、楽屋などの取材映像、インタビュー、ルポルタージュなどもあります。これらは、外部に貸し出されることは少ないですが、関係権利者の許諾を得れば利用することは可能です。

松竹(株)は、CS放送のスカイバーフェクTV!のチャンネル「伝統文化放送」に番組を供給するために収録した録音録画物を所蔵しています。これらは、伝統文化放送での放送のみを目的として収録されたものですが、所定の手続きを経て利用することは可能です。

注5:日本芸術文化振興会が作成したこれらの記録用録音録画物は、国立劇場の施設内において視聴することができます。また、所定の手続きを経れば貸出しを受け、利用することも可能です。

松竹(株)等が、記録保存しているものについても、所定の手続きを経れば、利用することは可能です。

ただし、これらの記録用録音録画物は、あくまで後日の参考・研究のための資料として収録されたものであって、本来公開を前提としてはおりません。このため、歌舞伎俳優との契約により、別の目的のために利用する場合には、あらためて許諾の可否、条件等を関係俳優が判断して決めることになっています。

注6:記録映画は、それ自体で作品としてまとまっており、非公開が前提となっているわけではないという点から、注5の記録用の録音録画物とは区別して分類しています。また、必ずしも映画館での一般上映を予定して製作されてはいないという点から、注8の劇場用映画とは区別しています。

記録映画としては、明治30年に歌舞伎座で撮影された「紅葉狩」が最初といわれてい

ます。九代目団十郎と五代目菊五郎らが演じた舞台の記録で、歴史的にも貴重な資料です。その後の作品としては、六代目菊五郎の「鏡獅子」、七代目幸四郎と十五代目羽左衛門らの「勘進帳」、初代吉右衛門の「熊谷陣屋」、六代目歌右衛門の「京鹿子娘道成寺」など有名です。これらは、財団法人松竹大谷図書館、松竹(株)、文化庁等において保有されています。

これらの記録映画は、所定の手続きを経て利用することが可能なものもあります。

注7：国立劇場の自主制作映画シリーズといわれるもので、「歌舞伎の魅力」「女形」「歌舞伎の大道具」などの作品があります。これらは、岩波映画製作所、桜映画社、英映画社、学研などの教育映画の制作会社に委託して制作されています。

これらの文化映画は、16ミリフィルムの形態で教育機関や図書館などに供給されています。

所定の手続きを経て利用することは可能ですが、歌舞伎俳優は、国立劇場との契約により、文化映画のための録音録画物を別の目的のために利用される場合には、許諾の可否、条件等を別途に判断して決めることになっています。

注8：日本の映画俳優には、歌舞伎俳優の出身者が多かったことや、歌舞伎が庶民の憧れであったという事情から、昔の劇場用映画には歌舞伎の場面が使用されることがよくありました。

古いものとしては、中村錦之介（萬屋錦之介）主演の「お役者小僧」という映画の中に錦之介の父である三代目中村時蔵の「女暫」が本格的に収録されている貴重な映像があります。また、市川雷蔵主演の映画にも、歌舞伎の舞台やその再現が使用されています。最近では、「写楽」という映画の中で、中村富十郎らが歌舞伎を演じています。

これらの劇場用映画の歌舞伎の部分については、所定の手続きを経て利用することが可能な場合もあります。

注9：市販のビデオ・DVDは、ほとんどが既存の録音録画物を原作として新たな創作性を加えて作成されたいわゆる二次的著作物ですから、これを利用するには、原著作物（既存の録音録画物）の権利者との関係でも、権利処理が必要です。

注10：日本コロンビア、ピクター音楽財団等では、市販のレコードの音源を、一定の条件の下に貸出しています。

なお、松竹(株)が、歌舞伎座の舞台を記録用に録音したものの一部について、かつてカセットやCDで市販されたことがあります。

## 歌舞伎のソフトに 関わる諸権利

歌舞伎のソフトには、歌舞伎俳優をはじめとして、その制作にかかわった人々の様々な権利が併存しています。

ここでは、歌舞伎俳優に帰属する権利とその他の権利に分けて、その内容を説明することとします。歌舞伎俳優に帰属する権利に関する許諾等は、日本俳優協会において手続きを行いますが、その他の権利者の権利処理については、利用者において、それぞれの権利者に対して、別途手続きを行っていただく必要があります。(→31頁)

## I 歌舞伎俳優の権利

### 1 氏名権・肖像権

氏名権・肖像権とは、人がみだりに自分の氏名を使用されたり、その肖像を写真やビデオなどに撮影されたり、撮影された肖像を無断で利用されたりすることを許さない権利です。この権利は、実定法上明記された権利ではありませんが、判例の蓄積により確立されてきたものです。

氏名権・肖像権には、人格的利益に関する権利としての側面と、経済的利益に関する権利としての側面があると考えられています。

#### (1) 人格的利益に関する氏名権・肖像権

人格的利益に関する氏名権・肖像権については、一般的には、プライバシーの権利のひとつとして論じられることが多いようです。たとえば、一般の人の私生活上の写真が無断で撮影され雑誌に掲載されたような場合には、プライバシー保護の観点から氏名権・肖像権の侵害が問題となります。

判例上、何人も、その承諾なしに、みだりにその氏名を第三者に使用されたり、または容貌・姿態を撮影されたり、その写真を公表されたりしないということが法的に保護された人格的利益として認められているのです。

歌舞伎俳優を含む芸能人の場合には、職業柄、広くその氏名・肖像が知られ、大衆の人気を博すことによって評価が高まり、本人もそれを望んでいるものと考えられるために、プライバシーの保護については、一般私人とは異なる制約を受けることがあります、私事性の高い私生活上の場面を無断で撮影したり、その写真やビデオを利用したりすれば、基本的には、このプライバシーの権利としての氏名権・肖像権を侵害する不法行為となります。

また、氏名・肖像にまつわる人格的利益の保護が問題となるのは、こうしたプライバシー権侵害の場合に限られるわけではなく、氏名・肖像の使用方法、

態様、目的等が、その人の名誉声望を害することになるような場合には、これも人格的利益の侵害となります。たとえば、歌舞伎において、「見得」の写真が、型が決まる直前や直後の瞬間を撮影したものであるにもかかわらず、その写真が見得を切った瞬間を撮影したものとして使用されれば、それを見た人々に誤解を与え、かつその歌舞伎俳優の芸術的意図を踏みにじるものとなります。このような結果は、歌舞伎俳優にとって、精神的に耐え難いことといわざるを得ません。歌舞伎俳優が、舞台で演ずるときの表情、仕草、姿態等その肖像は、役者としての全人格の集大成なのです。このような点からも、芸術性を重んじ、舞台の完成度を追及する歌舞伎俳優としての人格的利益は、守られるべきものといえます。

歌舞伎の実演は、美しい絵画的構成や型を大切にするという特性を有していますから、その実演のある瞬間を切り取って固定することになる写真については、使用する写真の選択の段階から、歌舞伎俳優としての評価、名声、印象等を毀損したり低下させたりすることのないよう注意を払わなければなりません。このため、歌舞伎俳優は、実演の写真撮影、使用する写真の選択やその利用方法・目的等について、厳しい管理をしています（→44頁）。

このほか、氏名・肖像にまつわる人格的利益の侵害が問題となりうるのは、歌舞伎俳優の実演の写真やビデオを無断で改変して利用した場合、写真やビデオの利用に当たって歌舞伎俳優の氏名を取り違えたりした場合などです。

なお、こうした氏名・肖像にまつわる人格的利益の保護については、プライバシーとは別の人格的利益である名誉・名誉感情の問題として論じられたり、あるいは次に述べるパブリシティ権の問題に含めて論じられたりしますが、ここでは、後記2(5)の実演家人格権（氏名表示権・同一性保持権）に対比させる意味で、氏名権・肖像権の人格権的側面に関連する問題として説明しました。（→21頁）

## （2）経済的利益に関する氏名権・肖像権（パブリシティ権）

俳優、歌手などの芸能人、プロスポーツ選手などの著名人については、その氏名・肖像が、商品その他の宣伝や販売促進に望ましい効果をもたらすことが期待されます。こうした俳優等の氏名・肖像がもつ顧客吸引力は、自ら勝ち得た社会的評価、名声、印象ゆえに生まれるものですから、俳優等は、自己の氏名・肖像を対価を得て第三者に専属的に利用させることができる経済的利益を有するものとされています。この氏名・肖像の経済的使用を排他的に管理・支配する権利が、いわゆるパブリシティ権と称されるものです。

歌舞伎俳優の氏名・肖像にも、このような顧客吸引力が認められますから、歌舞伎俳優は、パブリシティ権を有しています。したがって、歌舞伎俳優の氏

名・肖像がもつ顧客吸引力に着目して、これを利用しようとする場合には、あらかじめその俳優の許諾を得て、かつ経済的対価を支払う必要があります。

具体的には、プロマイドの販売やその二次利用、写真集の出版、氏名（屋号を含む）や肖像を使用した各種グッズ、出版物等の販売、CMへの氏名・肖像使用等々の場合に、パブリシティ権の処理が必要となります。

## 2 著作権法上の権利

著作権法は、著作物の創作者を著作権者として保護すると共に、著作物を公衆に伝達するために重要な役割を果たしている実演家、レコード製作業者、放送事業者及び有線放送事業者についても、著作隣接権者として保護し、一定の権利を認めています。（著作権法89条。以下にあげる条項は、特に記載のない限り著作権法のものです）。[資料6]

歌舞伎俳優には、実演家の権利が認められます。

著作権法が定める実演家の権利には、財産権（許諾権である著作隣接権及び報酬請求権等）と人格権（実演家人格権）があります。

### （1）著作隣接権（許諾権）

実演家である歌舞伎俳優の著作隣接権の具体的な内容は、次のとおりです。

#### ① 錄音権・録画権（91条）

自分の実演を録音録画しようとする者に対して、許諾を与え、あるいは拒絶することができる権利です。録音録画には録音・録画物の複製（これを増製といいます。）も含まれます。したがって、生の実演を録音録画する場合だけでなく、実演が録音録画されたCDやビデオを複製する場合にも、実演家の録音権・録画権は働き、実演家は、その複製を許諾したり拒絶したりすることができます（1項）。

ただし、著作権法は、実演家の許諾を得て映画の著作物に録音録画された実演については、実演家の権利を大きく制限しています（2項）。すなわち、実演家が、映画の著作物に実演を録音録画することについて一旦許諾すると、その映画に収録された実演をさらに録音録画（増製）することについては、サントラ盤レコード等の録音物を作成する場合を除いて、実演家の権利は働かない、すなわち許諾権がないものと定められています。

このため、実演家としては、映画の二次利用（増製、ビデオ化等）に関する経済的利益を確保するためには、映画の著作物への録音録画を許諾する際に、映画がその後二次利用されることまでをあらかじめ考慮して、契約で周到な取決めをしなければなりません。このようなしくみは、許諾権が1度しか働かないという意味で「ワン・チャンス主義」と呼ばれています。

なお、実際には、関係者の力関係などにより、映画の著作物の二次利用について、実演家が契約を締結して経済的利益の確保をするということは、一般的には困難な状況にあるといわざるをえません。このため、実演家からは保護のあり方を立法的に見直すべきであるという強い要望がかねてより出されてきました。国際的にも、近年のデジタル化・ネットワーク化により実演の利用方法が多種多様となるにつれ、視聴覚的実演の保護に関する議論が高まっています（WIPO視聴覚実演の保護に関する外交会議）。このような動きを踏まえて、平成9年11月、文化庁に「映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会（映像懇）」が設置され、映像に関する実演家の権利拡大に向けての検討が進められています。

ところで、現行著作権法下においても、ワン・チャンス主義といわれる録音権・録画権の制限は、あくまで、実演家から録音録画の許諾を得て作成された映画の著作物についてのみ適用されるものですから、放送の許諾を得て製作される放送番組には適用されません。放送事業者は、実演家から放送についての許諾を得たときは、放送のための固定（録音録画）をすることができます（93条1項）、この場合は、録音権・録画権に基づく許諾を得ているわけではありません。このため、実演家は、放送番組用に作成された録音・録画物（放送用素材）の二次利用については、録音権・録画権を行使することができます。

また、歌舞伎俳優の場合には、実演を録音録画することについて、無条件で許諾することは基本的にはしておりません。これは、録音・録画物の二次利用についてもきめ細かなコントロールを及ぼすことにより、結果として、流通するソフトの質や内容の水準を維持することができるという考え方に基づくものです。

したがって、一見、録音録画の許諾を得て製作された映画の著作物に該当すると思われるソフトであっても、その所蔵者が、歌舞伎俳優の許諾なく、第三者へ提供することが禁止されている場合があります。

さらに、肖像権（パブリシティ権）は、著作隣接権とは異なる趣旨で認められていますから、ワン・チャンス主義の適用により録音権・録画権等が及ばない場合であっても、肖像権（パブリシティ権）に関する許諾が必要な場合があります。たとえば、映画の一場面をCMに流用するような場合が典型的な例です。

## ② 放送権・有線放送権（92条）

自分の実演を放送・有線放送しようとする者に対して、許諾を与え、あるいは拒絶ができる権利です（1項）。すなわち、放送事業者・有線放送事業者は、番組の製作に当たって、あらかじめ出演俳優から放送・有線放送の許諾を得る必要があります。

ただし、この権利についても一定の制約があり、放送を受信すると同時に有線により再送信する場合（同条2項1号）、録音権・録画権に基づく許諾を得て

録音録画されている実演や、映画の著作物に録音録画された実演を放送・有線放送する場合（同条2項2号イロ）には、実演家の権利が及びません。

また、実演家が放送の許諾をした場合には、特約のない限り、放送のための固定（録音録画）やその固定物を使用・提供して再放送やネット放送を行うことについても同意したものとし、ただ、再放送など固定物の使用については、最初の実演に対する報酬（出演料、許諾した放送にかかる許諾料等）とは別に、相当額の報酬が支払われなければならないものとされています（93条1項、94条1項・2項）。

しかし、放送のための固定は、契約にこれを禁止する定めがある場合や放送の許諾を得た放送番組とは異なる内容の放送番組に転用する目的で録音録画する場合には認められません（93条1項ただし書き）。

さらに、放送・有線放送の許諾には、録音録画の許諾は含まれていませんから（103条、63条4項）、放送の許諾を得て放送のために固定した録音録画物を、放送以外の目的に使用・提供したり、許諾を得たものとは異なる放送番組に使用・提供することなどはできません。したがって、このような場合には、あらためて、実演家から録音録画の許諾を得なければなりません（93条2項）。

日本放送協会（NHK）は、歌舞伎の劇場中継番組の放送をするにあたり、歌舞伎俳優から放送の許諾を得ていますが、放送のための固定を超える録音録画の許諾（録音権・録画権に基づく許諾）までは得ておりません。したがって、劇場中継番組用に収録した録音・録画物を、別の番組（例：特集番組、歌舞伎についての教養番組、クイズ番組、情報番組等）に使用したり、全く別の目的で使用または提供する場合（例：CS放送のための提供、ビデオ・DVD化、インターネット上での公衆送信等）には、その都度、歌舞伎俳優の許諾を得る必要があります。

### ③ 送信可能化権（92条の2）

自分の実演を、インターネットのホームページなどをを利用して、公衆からの求めに応じて自動的に送信できるようにする、すなわちインタラクティブ送信できるようにネットワークへアップロードすることについて、許諾を与え、あるいは拒絶することができる権利です。（1項）。

ただし、送信可能化権についてもワン・チャンス主義に基づく一定の制約があり、録画権に基づく許諾を得て録画されている実演や、映画の著作物に録音録画された実演には、実演家の送信可能化権が及ばないものとされています（2項）。

しかし、①で述べたとおり、歌舞伎俳優の場合には、実演の録画を無条件で許諾することは基本的にはなく、現在のところ、ごく限られた事例を除き、インターネットにおける実演の利用は認めていません。（→54頁）

#### ④譲渡権（95条の2）

自分の実演の録音・録画物を公衆へ譲渡することについて、許諾を与え、あるいは拒絶することができる権利です（1項）。

ただし、譲渡権についても、送信可能化権と同様の権利制限があり（2項）、また、一度適法に譲渡された録音録画物については譲渡権が消尽し（なくなり）、さらなる譲渡には権利が及ばないものとされています（3項）。

#### ⑤商業用レコードの貸与権（95条の3）

自分の実演が録音された商業用レコード（市販のCD等）を貸与することについて、許諾を与え、あるいは拒絶することができる権利です。

許諾権としては、最初に販売された日から1年間のみで、その後は、後記（3）の貸レコード業者に対する報酬請求権（同条3項）となります。

### （2）商業用レコードの二次使用料請求権（95条）

自分の実演が録音された商業用レコード（市販のCD等）が、放送・有線放送に使用された場合、放送事業者・有線放送事業者に対して、二次使用料を請求できる権利です。

この権利は、指定団体である社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（CPRA）を通じてのみ行使され、使用料は各実演家へ分配されています。

### （3）貸レコードについての報酬請求権（95条の3、3項）

自分の実演が録音された商業用レコード（市販のCD等）が、最初に販売された日から1年を経過した後に、貸レコード業者（レンタル店）が公衆に貸与した場合に、貸レコード業者に対して報酬を請求できる権利です。

この権利は、指定団体である社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（CPRA）を通じてのみ行使され、報酬は各実演家へ分配されています。

### （4）私的録音録画補償金を受ける権利（104条の2、102条1項→30条2項）

前記（1）①の録音権・録画権は、私的使用のために実演を録音録画する場合には、制限があります（→27頁）、政令で指定されたデジタル方式の録音録画が行われる場合には、権利制限の代償として補償金を受ける権利があります。

この権利は、指定管理団体である社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）及び社団法人私的録画補償金管理協会（SARVH）を通じてのみ行使され、補償金は、社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（CPRA）を経由して各実演家へ分配されています。

## (5) 実演家人格権（90条の2・90条の3）

現行著作権法上、著作権者については、著作権（財産権）と共に著作者人格権（氏名表示権・同一性保持権・公表権）が法施行時から明記されていますが、実演家については、最近まで、人格権に関する規定がおかれていました。しかし、実演家の権利に対する国際的な理解と合意形成（WIPO実演・レコード条約5条）を踏まえて、現行法施行（昭和46年1月1日）から30年余を経て、ようやく平成14年6月、実演家の権利として「実演家人格権」を明記する著作権法の改正が実現し、同年10月9日施行に至りました。

なお、実演家人格権の規定は、改正法施行前の実演についても遡及して適用されます。ただし、改正法施行前に実演家から録音録画の許諾を得て作成された録音録画物（放送番組は含まれません。）をそのまま利用する場合には、実演家人格権の侵害にはならないものとされています（附則5項）。

著作権法が明記する実演家人格権の具体的な権利の内容は、次のとおりです。

### ① 氏名表示権（90条の2）

自分の実演を公衆に提供・提示する場合に、その氏名を表示するかしないか、どのような氏名を実演家名として表示するかということを決定する権利です。

実演を利用する者は、実演家が特別の意思表示をしない限り、その実演について既に実演家が表示しているところに従って実演家名を表示することができます。

また、実演の利用目的・態様に照らし、実演家がその実演の実演家であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるとき、または公正な慣行に反しないと認められるときには、実演家名の表示を省略することができます。

### ② 同一性保持権（90条の3）

自分の実演の同一性を保持する権利です。実演家の名誉または声望を害するような実演の変更、切除その他の改変は、この権利の侵害となります。

実演の利用の通常の過程において行われる編集や要約、映画の二次利用における再編集、カット、短縮、トリミング等については、基本的には実演家の名誉または声望を害する改変には該当しないものと思われますが、その判断は慎重に行われるべきでしょう。

## 3 氏名権・肖像権と著作隣接権・実演家人格権

判例により確立された氏名権・肖像権と、著作権法で定められている著作隣接権・実演家人格権は、いずれも歌舞伎俳優が有する権利ですが、それぞれ異なる観点から認められるものであるため、ソフトの種類・内容や利用の態様ごとに問題となる権利が異なってきます。

## (1) 経済的利益に関する氏名権・肖像権（パブリシティ権）と著作隣接権

実演についての写真撮影や撮影した写真の複製・頒布等の利用については、現行著作権法では、実演家の著作隣接権が及ばないものとされています。条文で、実演家の著作隣接権として、実演の録音権・録画権が定められていますが、録音録画以外の方法による複製権についての定めがないことから、このように解釈されているようです。

もっとも、録画でも写真撮影でも実演の固定であることには変わりがないうえ、録画物をそのまま増製した場合には録画権が及び、他方、静止画を取り出して写真のように複製した場合には、権利が及ばないということになり、昨今のデジタルカメラやビデオの性能を踏まえれば、立法的な整理が必要であろうとも思われます。

ともあれ、基本的には、歌舞伎俳優の写真を複製して印刷物に掲載する場合には、まず、肖像権（パブリシティ権）の問題として検討することが必要となります。また、実演の連続写真から動画を作成するような場合には、実演の録画に該当するかどうかについても検討する必要があるでしょう。

なお、放送事業者には、放送にかかる影像を写真その他これに類似する方法により複製する権利が認められていますが（98条）、実演家が放送の許諾をした場合でも、当該放送のための固定物の目的外一部利用については権利が及びますから（93条2項）、放送番組の実演の一部を切り取って写真等を複製するような場合には、実演家の許諾が必要と考えられます。歌舞伎俳優の場合には、放送用素材の目的外利用として許諾を要するものとして扱います。

一方、映像の利用については、実演を録画したものの場合には、著作隣接権と肖像権についてそれぞれ問題となりえます。実演を収録したものではない場合には、肖像権のみの問題です。

著作権法は、著作隣接権の保護の対象となる「実演」とは、「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、またはその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。）をいう。」（2条1項3号）とし、また、その権利の主体となる「実演家」とは、「俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行うもの及び実演を指揮し、または演出する者をいう。」（同条同項4号）と定めています。このため、歌舞伎俳優の姿が録画されたり、その声が録音されていても、俳優として実演をしている際の映像・音声でなければ、著作隣接権の対象とはならず、もっぱら肖像権の問題となるわけです。

## (2) 人格的利益に関する氏名権・肖像権と実演家人格権

著作権法は、実演家の人格権として、氏名表示権（90条の2、1項）及び同一性保持権（90条の3、1項）を明記し、これをあわせて「実演家人格権」と称することを定めましたが（89条1項）、これとは別に、一般的な人格権が実演家にも認められることは当然です。たとえば、プライバシー権や名誉権、人格的利益に関する氏名権・肖像権などです（→15頁）。

実演の利用にあたっては、実演家人格権だけでなく、実演家の一般的な人格的利益の保護についても注意を払う必要があります。

## 1 氏名権・肖像権

### (1) 人格的利益に関する氏名権・肖像権

人格権は一身専属性（専ら本人のみに帰属する）をもち、基本的には本人が生存中にその人格的利益を保護するものという性格を有します。氏名権・肖像権についても同様ですが、ただし、本人の死後においても、生存中であればその人格的利益を侵害することになるような氏名・肖像の使用が許されるわけではありません。これは、著作権法が、著作者人格権や実演家人格権について、一身専属性を定めながら、本人の死後においても、生存中であれば人格権侵害となるような行為を禁止し（60条、101条の3）、かつ遺族のうち配偶者、子、父母、孫、祖父母もしくは兄弟姉妹（請求できる遺族の順位）または遺言で指定された者に差止請求権、損害賠償請求権及び名誉回復のための措置の請求権を認めることによって（116条）、死亡後にも実質的には人格的利益の保護を存続させていることが参考になります。

本人の死後にその人格的利益を実質的に保護すべき期間については、著作権法116条3項に準じ、本人の死後50年または一定の範囲の遺族の生存中のいざれか長い期間と考えるのが妥当と思われます。

### (2) 経済的利益に関する氏名権・肖像権（パブリシティ権）

パブリシティ権については、財産権であるとされる以上、譲渡することも可能で、相続の対象にもなるという考え方方が有力です。この考え方によれば、本人の死後においても、その氏名・肖像を使用するためには、このパブリシティ権を譲渡や相続によって取得した者の許諾を得て、対価を支払う必要があるということになります。

ただ、パブリシティ権の存続期間についてどのように考えるべきかは、制定法の定めがないことから実に難しい問題であり、まだ統一的な見解はないようです。財産権の保護に本来期間の制限はないものの、パブリシティ権は、本人の個性と努力により生み出される権利であり、人格権的側面と完全には切り離せないという特性を有しています。このため、子々孫々末代に至るまで、先祖の権利を継承するというのは不都合であるとも考えられます。

学説上は、死後においてもその氏名・肖像に顧客吸引力がある以上、フリーライドは許すべきでなく権利は需要のある限り消滅しないという考え方や、著

作権に準じ本人の死後50年が妥当であるという考え方などがあります。

### (3) 歌舞伎俳優の氏名権・肖像権について

日本俳優協会においては、歌舞伎俳優没後の氏名権・肖像権について、故人の遺族（配偶者、子など）から委任を受け、これを管理しています。

故人の名誉・声望を損なうような氏名・肖像の使用は、当然認めていません。また、故人の氏名・肖像による顧客吸引力を利用する場合には、その使用について許諾を要するものとし、一定の対価の支払いを求めることがあります。

歌舞伎俳優没後の肖像権行使の期間については、没後50年を目安と考えますが、利用の目的・態様ごとに柔軟に取り扱っていますので、日本俳優協会にお問い合わせください。

## 2 著作権法上の権利

### (1) 著作隣接権

著作隣接権には、一定の存続期間が定められています。これは、文化の発展のためには、権利を保護することが重要である一方、一定期間を経過して社会全体の文化的遺産としての性格を有するに至った場合には、自由利用を認めることもまた必要であるという考え方によるものです。

実演家の著作隣接権については、その実演を行った時から50年間と定められています。その計算方法として、起算点は、その実演が行われた日の属する年の翌年の1月1日とされています（101条1項1号・2項1号）。

なお、著作権法の平成8年改正により、現行著作権法施行日前の実演（昭和46年（1971年）1月1日より前に行われた実演）についても、50年前の実演まで遡及して、現行法に基づく著作隣接権の保護を受けるものとされました。たとえば、昭和28年に行われた実演については、昭和29年（1954年）1月1日を起算点として50年を経過する平成15年（2003年）12月31日まで、著作隣接権の保護の対象となります。

### (2) 実演家人格権

実演家人格権は、一身専属の権利とされていますから（101条の2）、実演家が死亡すればこの権利も消滅します。ただし、実演家の死後においても、生存していれば実演家人格権の侵害となるような行為をしてはならないという規定がおかされているため、結局、実質的には、死後においても実演家人格権が存続しているのとほとんど同様の効果があります（101条の3）。

そして、死後における人格的利益の保護に実効性をもたらせるため、遺族（配

偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹がこの順序で請求権を有する。) または遺言で指定された者が、差止請求権、損害賠償請求権及び名誉回復措置請求権を行使しうるものとされています(116条)。これらの権利は、遺族についてはその生存中、遺言で指定された者については実演家の死後50年または遺族の生存中のいずれか長い期間、これ行使することができます(同条3項)。

### III 歌舞伎俳優の権利が制限される場合

#### 1 著作権法が定める権利の制限規定について

歌舞伎のソフトを利用する場合には、原則として、歌舞伎俳優をはじめとするすべての権利者の許諾を得ることが必要となります。

しかし、著作権法は、一定の場合に、著作権または著作隣接権を制限し、利用者が権利者の許諾を受けなくても適法に利用することができるよう定めています。これは、著作物の作成やその伝達方法には先人の文化的遺産に負うところが大きく、その利用が社会文化の発展向上には欠かせないことや、社会公共の利益との調和という観点から、一定の範囲内で権利を制限することもまた必要であるという考え方に基づいています。

どのような場合に権利者の許諾を得る必要がないのかについては、条文に例挙されていますが、その解釈適用に当たっては、権利保護の利益と公正な利用による社会的利益とを比較衡量して、権利制限に合理性があるかどうかという観点から厳密に判断されなければなりません。

したがって、希望する利用方法が、権利制限条項に該当するかどうかについては、事前に各権利者の関係団体等へ確認されるなど、慎重に判断してください。

#### 2 実演家の著作隣接権が制限される場合

著作権法は、実演家の著作隣接権が制限される場合について、著作権の制限規定（30条以下）のうち、実演に関係しない条文を除き、これらを準用する方法により定めています。

実演家の権利行使が制限され、利用者が実演家の許諾を得ないでその実演を利用できるのは、以下に例挙する各条項が適用される場合に限られます。

なお、以下の各条項の適用を受けて作成された実演の複製物を、その作成以外の目的のために頒布等する行為については権利制限がありません。そのような場合には、改めて実演家の許諾を得る必要があります（102条4項）。

また、これらの制限規定により実演の利用が認められる一定の場合（32条、37条3項または42条）、その複製の態様に応じ合理的な方法・程度によってその出所を明示することが義務づけられています（102条2項）。

##### （1）私的使用のための複製（102条1項→30条1項・2項）

個人的にまたは家庭内など限られた範囲内で利用することを目的とする場合は、実演を録音録画したり、実演の録音・録画物を増製したりすることができます

ます。

ただし、公衆用自動複製機器（店舗に設置されたCD、ビデオ等の高速ダビング機など）によって行われる複製またはコピープロテクション等技術的保護手段の回避装置を用いるなどして行われる複製については、権利制限がなく、私的利用を目的とする場合でも許諾を必要とします。

また、政令で指定されたデジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いて録音録画する場合には、私的利用である限り、権利者の許諾を得る必要はないのですが、利用者には補償金支払義務があります。利用者は、対象となる機器・記録媒体の購入時にその対価に上乗せされた補償金を支払うことにより、この義務を履行したものとみなされます（104条の4）。

---

#### (2) 図書館等における複製（102条1項→31条）

---

公立図書館等政令で定める図書館等は、一定の条件が満たされる場合には、その図書館が所蔵している実演の録音・録画物を増製することができます。

たとえば、図書館が利用者の求めに応じて、その調査研究用に実演の一部を録音録画して提供する場合などです。

---

#### (3) 引用（102条1項→32条）

---

実演を引用して利用することが、公正な慣行に合致するものであり、かつ報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われると認められる場合には、許諾なく利用することができます。

たとえば、実演家の演技を批評するために、その実演の一部を利用する場合などです。

---

#### (4) 学校その他の教育機関における複製（102条1項→35条）

---

学校その他の教育機関（営利目的のものを除く）において、授業を担任する教員等は、その授業に使用する目的で、必要な限度内であれば、実演を録音録画（増製を含む）することができます。

---

#### (5) 試験問題としての複製（102条1項→36条）

---

入学試験、採用試験等の試験問題として、必要な限度内において、実演の録音録画（増製を含む）をすることができます。

---

#### (6) 視覚障害者向け貸出テープの録音（102条1項→37条3項）

---

点字図書館等一定の施設において、視覚障害者向けの貸出用に、実演の録音をすることができます。

## (7) 営利を目的としない同時有線放送・貸与 (102条1項→38条2項・4項)

営利を目的とせず、かつ聴衆または観衆から料金を受けないときは、実演の放送を受信して同時に有線放送することができます。

また、営利を目的とせず、かつ貸与される者から料金を受けない場合には、実演の録音・録画物（映画の著作物を除く）を貸与することができます。

## (8) 時事の事件の報道のための利用 (102条1項→41条)

時事の事件を報道する場合に、その事件を構成し、またはその事件の過程において見られ、若しくは聞かれる実演は、報道の目的上正当な範囲内において、録音録画し、その報道に伴って利用することができます。

事件を構成するとは、その実演自体が事件の核心といえる場合であって、ある実演家の関わる事件の報道であれば、その実演を当然利用することができるということではありません。

また、事件の過程において見られまたは聞かれるというのは、事件の報道に伴って必然的に利用せざるを得ないような場合に限られます。

## (9) 裁判手続き等における複製 (102条1項→42条)

裁判手続き、立法・行政上の内部資料として、必要な場合には、必要な限度において、実演を利用することができます。

## (10) 行政機関情報公開法等による開示のための利用 (102条1項→42条の2)

行政機関の長等が、情報公開法または情報公開条例に基づき、実演を公衆に提供・提示する場合には、開示するために必要と認められる限度において、その実演を利用することができます。

## (11) 放送事業者等による一時的固定 (102条1項→44条)

放送事業者・有線放送事業者は、放送・有線放送のための技術的手段として、実演を一時的に録音録画することができます。

この規定により作成された録音・録画物は、固定後6か月または放送・有線放送後6か月を超えて保存することはできないことになっています。

なお、放送事業者については、本条とは別に、93条により実演家の許諾を得た放送のための固定も認められています。

## (12) 複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (102条1項→47条の3)

複製権の制限規定により実演家の許諾を得ないでその実演を複製することの

できる場合で、公衆への譲渡が当初から想定されているものについては、その規定の適用を受けて作成された複製物の譲渡についても許諾なくできるものとされています。たとえば、引用（32条）の規定により実演の録音録画をした場合、その実演が含まれる録音録画物は市販することができます。一方、私的使用のための複製（30条）などは、公衆への譲渡が想定されませんから、譲渡権制限の適用はなく、この規定によって複製したものを公衆へ譲渡するには許諾が必要です。

### 3 実演家人格権との関係

著作隣接権の制限に関する規定は、実演家人格権には何ら影響を及ぼすことはありません（102条の2）。すなわち、これらの規定によって、実演家の許諾を得ないで実演の自由ができる場合であっても、実演家の氏名表示権及び同一性保持権は保護されます。

### 4 肖像権との関係

著作隣接権が、著作権法の規定により制限される場合、当然に肖像権も制限されるという関係にはありません。著作隣接権と肖像権とは、全く異なる趣旨で認められている権利であり、両者は、別の観点から検討されなければならないからです。

一般的には、肖像権が目的とする人格的利益または経済的利益の保護の要請と肖像を使用する側が目的とする利益の保護（たとえば、報道、出版等表現の自由、教育上の必要性、社会福祉上の必要性）とをどのように調整すべきかという比較衡量の問題となります。肖像権が制定法に基づく権利ではないことから、どのように利益調整を図るべきかについては、判例等を踏まえ、事例ごとに個別に判断するほかありません。

肖像権が、一定程度制限されるのもやむを得ない場合であっても、その利用の目的、態様、方法等によっては、経済的補償についてだけは認めるべき場合もあるでしょう。

また、著作隣接権が制限されても実演家人格権は影響を受けないとされることに鑑みれば、氏名・肖像にかかる人格的利益の保護は最大限尊重されなければならないものといえます。許諾を得ないで氏名・肖像の使用が認められる場合にも、実演家の正しい氏名を表示することや、名誉、声望を害するような肖像の改変を行わないことなどは、当然利用者が注意すべき点といえましょう。

## IV 歌舞伎俳優以外の権利者との権利

歌舞伎俳優の写真や映像・音声には、歌舞伎俳優の権利とともに、様々な権利者の権利が付着しています。

### 1 写真家

歌舞伎俳優の肖像写真や実演を撮影した写真は、撮影者の意思や個性が反映されているものであるため、著作物（思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの。2条1項1号）と認められます。したがって、これを撮影した写真家または法人（職務著作の場合）には著作権があります。

写真の著作権者には、具体的には次のような権利があります。ですから、その利用にあたっては、著作権者である写真家または法人から、事前に許諾を得る必要があります。

#### ① 財産権としての著作権

複製権（21条）、上映権（22条の2）、公衆送信権・公の伝達権（23条）、展示権（未発行の写真）（25条）、譲渡権（26条の2）、貸与権（26条の3）、翻案権（27条）及び二次的著作物の利用権（28条）

#### ② 著作者人格権

公表権（18条）、氏名表示権（19条）、同一性保持権（20条）

くわしくは、撮影者である写真家または社団法人日本写真家協会へお問い合わせください。（→76頁）

### 2 放送事業者・有線放送事業者

放送番組用に収録された映像・音声については、その番組を製作した放送事業者・有線放送事業者または番組制作会社に著作権者としての権利があります。

また、放送事業者は、著作隣接権者として、複製権（98条）、再放送権・有線放送権（99条）、送信可能化権（99条の2）及びテレビジョン放送の伝達権（100条）を有しています。有線放送事業者についても同様です（100条の2～100条の5）。

くわしくは、各放送局へお問い合わせください。（→78頁）

### 3 映画製作者

映画、ビデオ等映画の著作物については、通常映画製作さんに著作権が帰属しています（16条、29条）。

歌舞伎については、劇場用映画はあまり数多く存在しませんが、記録用の映像・音声については、松竹株、日本芸術文化振興会（国立劇場）等が作成したものがあり、それぞれ保存しています。

記録用の録音録画物については、作成者と歌舞伎俳優から委任を受けた日本俳優協会との契約により、他の目的に使用・提供する場合には、歌舞伎俳優の許諾を得ることになります。

くわしくは、各所蔵者または日本俳優協会へお問い合わせください。（→74頁）

### 4 演奏家

歌舞伎の実演には、音楽が使用されています。これを演奏している演奏家についても、実演家としての実演家人格権・著作隣接権等（89条～95条の3）があります。

歌舞伎の音楽演奏家のうち、長唄、鳴物及び竹本（義太夫）の演奏家の大部分については、歌舞伎音楽専従者協議会（歌音協）において権利処理を行うことができます。その他の演奏家については、個々に許諾を得ることが必要です。

くわしくは、歌音協へお問い合わせください（→76頁）

### 5 レコード製作者

歌舞伎の実演が録音されたレコードの製作者は、レコード製作者としての著作隣接権を有しています。

具体的には、複製権（96条）、送信可能化権（96条の2）、商業用レコードの二次使用料請求権（97条）、譲渡権（97条の2）及び貸与権・貸与報酬請求権（97条の3）です。

くわしくは、社団法人レコード協会または各レコード会社へお問い合わせください。（→77頁）

### 6 作詞家・作曲家

歌舞伎の実演に使用される音楽の作詞家・作曲家の著作権は、保護期間が経過していることが多いのですが、新作歌舞伎などの場合には、新たに創作された音楽を音楽を使用していることもあります。

くわしくは、日本音楽著作権協会（JASRAC）へお問い合わせください。（→77頁）

## 7 作家、脚本家、振付師、舞台美術家等

新作歌舞伎や復活ものの場合には、作家、脚本家、振付師、舞台美術家、照明家、音響プランナーその他作品全体の創作に関わった人々の著作権等が存在する場合があります。

くわしくは、日本文芸著作権保護同盟・日本脚本家協会等、それぞれの権利者団体へお問い合わせください。 (→77頁～)

## 8 所蔵者

歌舞伎の写真や映像・音声を利用するにあたって、所蔵者からこれを借り受けたり、所蔵場所へ立ち入る必要がある場合などには、所蔵者の許諾を必要とすることになります。

所蔵者自身が、著作権や著作隣接権を有している場合もありますが、それらの権利者でなくても、ソフトの所有権者であることに伴い、事実上何らかの手続きが必要となります。

## 9 興行会社・劇場

歌舞伎の舞台公演の写真や映像・音声を利用する場合、その公演を制作した興行会社や劇場の許可が必要な場合が少なくありません。

くわしくは、それぞれの興行会社や劇場へお問い合わせください。 (→80頁)

## 1 歌舞伎俳優の権利侵害について

歌舞伎の実演に関する映像・音声または歌舞伎俳優の写真を、歌舞伎俳優の許諾を得ないで無断で利用したり、許諾の範囲を逸脱して利用することは、法が認める例外的の場合を除き、歌舞伎俳優の著作隣接権ないし肖像権を侵害する行為となります。

また、歌舞伎俳優の氏名表示権または同一性保持権を侵害するような実演の利用は、実演家人格権を侵害するものとなります。

これらの権利侵害行為が行われた場合には、日本俳優協会としては、法に基づき厳正な態度で臨む方針です。

### (1) 著作隣接権・実演家人格権の侵害

#### ① 民事上の救済手段

##### i: 差止請求（民法112条・116条）

権利侵害の停止または予防を請求することができます。その際、侵害行為組成物、侵害行為により作成されたものなど（たとえば、無断で増製された実演の録音録画物）の廃棄もあわせて請求することができます。

##### ii: 損害賠償請求（民法709条）（民法114条）

故意または過失による権利侵害については、不法行為に基づく損害賠償請求をすることができます。

著作隣接権侵害については財産的損害、実演家人格権侵害については精神的損害（慰謝料）が、それぞれ賠償請求の対象となります。

##### iii: 名誉回復等の措置請求（民法115条・116条）

実演家人格権を侵害された場合には、損害賠償の代わりに、または損害賠償と共に、実演家であることを確保し、または訂正その他実演家の名誉・声望を回復するために適当な措置を請求することができます。たとえば、新聞紙上への謝罪広告を掲載させることなどです。

##### iv: 不当利得返還請求（民法703条）

権利侵害者が法律上の原因がないのに損失者を犠牲にして利得を得ている場合には、不当利得返還請求をすることができます。

#### ② 刑事上の制裁

著作隣接権または実演家人格権を侵害した者に対する刑事罰は、3年以下の

懲役または300万円以下の罰金です（119条）。ただし、法人による著作隣接権侵害の場合には、行為者個人とは別に、法人に対して1億円以下の罰金が科せられます（124条1項1号）。なお、これらは親告罪（被害者の告訴がなければ公訴を提起しない罪）です（123条1項、124条3項）。

実演家の死後にその人格的利益を侵害した者については、300万円以下の罰金です（120条、101条の3）。これは親告罪ではありません（123条1項）。

## （2）肖像権の侵害

### ①民事上の救済手段

#### i：差止請求

肖像権の人格的利益の侵害と経済的利益の侵害とを問わず、権利侵害の停止または予防を請求できることが、判例上認められています。また、差止請求を実効性のあるものとするため、侵害行為により作成された物など（たとえば、写真やカレンダーなどの商品、出版物等）の廃棄を請求することもできます。

#### ii：損害賠償請求（民法709条）

故意または過失による肖像権の侵害は不法行為となります。パブリシティ権の侵害については財産的損害の賠償、人格的利益の侵害については精神的損害の賠償を請求することができます。

#### iii：名誉回復処分の請求（民法723条）

肖像権の人格権的側面の侵害が名誉毀損に該当する場合には、損害賠償に代えて、または損害賠償と共に、名誉回復のために適当な処分を請求することができます。たとえば、謝罪広告の掲載等です。

#### iv：不当利得返還請求（民法703条）

パブリシティ権としての肖像権侵害により、侵害者が損失者を犠牲にして利益を得ている場合には、不当利得返還請求をすることができます。

### ②刑事上の制裁

肖像権の人格権的側面の侵害が名誉毀損になる場合に、刑法230条の名誉毀損罪にも該当するときは、3年以下の懲役若しくは禁錮または50万円以下の罰金に処せられます。

## 2 他の権利者に対する権利侵害について

歌舞伎俳優に対する権利侵害の有無にかかわらず、他の権利者の著作権、著作隣接権等を侵害することになる場合には、それぞれの権利者が各々の権利に基づき、侵害者に対して個別に、民事上の差止請求、損害賠償請求等あるいは刑事告訴などをすることができます。

歌舞伎のソフトの無断利用等の権利侵害行為は、行為としては一つであっても、複数の権利者に対する様々な権利侵害を引き起こすことになり得ます。

### 3 プロバイダ責任制限法による手続き

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(略称:プロバイダ責任制限法)が、平成14年5月27日に施行されました。

この法律は、インターネット上等において発生する権利侵害行為について、直接的に権利侵害行為を行った発信者とは別に、プロバイダやサーバの管理運営者が負う損害賠償責任の範囲及び被害者からの発信者情報開示請求権について定めたものです。

インターネットの発達・普及は、誰もが全世界に向かた情報の発信者となることを可能にし、また、ウェブ上に存在するあらゆる情報に瞬時にアクセスし、デジタル化された写真や映像・音声を、自分のパソコンにダウンロードすることを容易にしました。これは、画像や音声を含む情報を、瞬時にかつ劣化させることなく全世界において互いに送受信できるという意味において、情報流通史上、まさに画期的な技術革命ということができます。

しかし、一方、実演家や著作権者にとっては、その実演、肖像または著作物が、一旦ネット上に発信されてしまうと、これがたやすく複製され、大量に頒布され、しかもそれが元の本物と全く見分けがつかないという危機的状況をもたらす技術もあります。

こうした権利侵害情報がウェブ上に掲載された場合に、プロバイダ等は、これを放置すれば被害者から、また削除等の送信防止措置を講ずれば発信者から、それぞれ損害賠償請求を受ける可能性があり、いわば板挟み状態に陥ります。プロバイダ責任制限法は、こうした場合のプロバイダ等の対応方法について一定の行為基準を提示し、責任を免ずるための要件を定めた点に意味があります。

一方、被害者である権利者の立場から見れば、上記のようなウェブ上における権利侵害の特殊事情を踏まえ、権利者が侵害行為に迅速に対抗し救済を図るために、次のような有効な手続きを用意した点で評価できます。

歌舞伎のソフトをインターネット上に無断でアップロードすることにより、歌舞伎俳優その他の権利者の権利が侵害された場合、歌舞伎俳優等の権利者は、同法に基づき、プロバイダ等に対して送信防止措置請求をするとともに、発信者情報の開示を請求して直接の加害者を特定します。そのうえで、権利侵害者に対して、前記1及び2に列記した各種の法的措置を講ずることになります。

また、プロバイダ等が、権利侵害情報や送信防止措置を講ずるよう申出を受けた場合に、同法の定めを意に介さずこれを漫然と放置した場合や、発信者情

報の開示に応じない場合には、そのプロバイダ等に対しても裁判上の請求を行うことができます。

# 歌舞伎の世界と権利の意識

歌舞伎俳優 十二代目 市川團十郎

(社団法人日本俳優協会財務理事)

昨年8月、私を含む歌舞伎俳優55名は『お楽しみ歌舞伎十八番』という写真集を発売した出版社と編集プロダクションおよび写真家を、肖像権侵害で東京地裁に提訴しました。その訴訟が1年余を経て、このたび東京地裁による調停で落着しました。

問題の写真集が発行されたのは一昨年の11月でした。そこには歌舞伎の舞台写真184枚が、被写体である歌舞伎俳優に全く無断で掲載されていました。被告の側にもいろいろ事情はあったにせよ、私たちの再三にわたる発売中止と回収の要請に対し、誠意ある回答のないまま半年以上経過したので、やむなく提訴に踏み切ったわけです。肖像権は個人の権利なので日本俳優協会は当事者になれないと知り、中村歌右衛門会長や著作隣接権担当理事の坂東玉三郎さんらと相談して、歌舞伎界の諸先輩・同輩方55名が個人として訴状に名を連ねました。提訴が新聞にとりあげられると、人気稼業の俳優が訴訟など起こすものではないと批判を受けました。歌舞伎の世界に限らず、一般的にわが国では争いを好まないという体質があります。トラブルが起きると「まあまあ」ということで何となく落着するという例が、過去には多かったように思います。古い時代には芸術家の権利は、例えば家元制度などで守られてきました。しかし近代に入つて新しいメディアが出てくると、それに対応するために創作に関する個人の権利が認められるようになりました。とはいえ、まだまだ日本ではこうした権利の意識は低いと思います。歌舞伎の世界でもビデオなどの機器が普及し、海賊版が横行するようになって、ようやく権利の意識が出てきました。ですから今回は「まあまあ」で済ますのではなく、皆の意見で訴訟というキッチリとした態度を示したことは、われわれ古い伝統芸能に携わる人間にとって大きな前進の一歩だったと思います。

現在の著作権や著作隣接権、肖像権などの考え方方はまだまだ不完全で、本当に創造活動の立場に立ったものとは言えない気がいたします。私は法律の専門家ではありませんが、こうした新しい権利というものは人から与えられるものではなく、私たち自身が、場合によっては裁判に訴えてでも、自分たちのものにして行かなければならぬのだと思います。

今回の調停条項の骨子は、①被告は、原告である俳優たちに対し、肖像権を侵害した事実を認め、これを深く陳謝する。②写真集の発売を中止し、在庫を直ちに廃棄し、出荷分の回収に努める。③原告に対し解決金として400万円を支払う。④被告は、今後、原告らの氏名および肖像を使用する際は、原告らの歌舞伎俳優としての人格権を尊重し、これを侵害することのないよう細心の注意を払うことを確約する、というものです。賠償金の額が当初の請求額に比べてかなり低くなつたのを別にすれば、私たちの主張がほぼ全面的に認められたことになります。ことに調停条項の中に歌舞伎俳優の「人格権」が明記されたことは、画期的なことだと思います。これまで一般に、俳優の肖像権というと財産権ばかりが重視され、人格権はほど顧みられなかつたように思います。しかし舞台に立っている側の実感を言わせていただくと、やはり舞台写真の使用に際しては、私たち俳優の芸術家としての人格や立場にもっと配慮して欲しいと思うのです。この訴訟以来、歌舞伎の舞台写真を使うときは必ず事前に俳優側に許諾を得るようになったことも、大きな成果でした。

私自身は写真家に「あの俳優の写真を撮りたい」と思ってもらえる俳優でありたいし、私の写真が広く多くの人たちに歓迎されれば嬉しく感じます。私たちの仕事は沢山の人たちに見ていただき、多くの人たちに舞台なり肖像を「いいな」と思っていたのが第一ですから、それに協力して下さる方々には全力をもって対応したい。俳優と写真家とがお互いに芸術家として人格を尊重し合い、それによって後世に優れた舞台写真を伝えることができれば、芸術作品としても記録としても、その価値は計り知れないものがあるでしょう。権利処理のルールというのは道路交通のルールと同じで、規制するためではなく、流通をよりスムーズに促進するためにあるのだと思います。歌舞伎の写真や映像に関しては、私たちは早くから日本俳優協会に著作隣接権と肖像権の権利処理システムをつくり、相談受付から使用料の分配までこまかく対応してきました。これからも時代の動きに応じて、さらによりよい方式を模索して行きたいと考えています。

## 歌舞伎俳優の 権利処理システム

歌舞伎のソフトを利用する場合には、あらかじめ、そのソフトの利用について許諾権を有しているすべての権利者から許諾を得る必要があります。この許諾を得るための交渉や手続きの履行のことを「権利処理」といいます。

利用するソフトの種類・内容、利用の目的・方法等によって、交渉相手となる関係権利者・団体や必要となる権利処理の方法は、それぞれ異なってきます。

ただし、歌舞伎俳優の権利については、ほとんど何らかの手続きにより処理することが必要となりますので、日本俳優協会へは必ず事前にお問い合わせください。

歌舞伎俳優以外の権利者に関するお問い合わせは、それぞれの関係機関、権利者団体等へお願いします。（→76頁）

ここでは、歌舞伎俳優の権利処理のしくみについて説明します。

## I

### 日本俳優協会が歌舞伎俳優の権利処理業務を行うしくみ

日本俳優協会は、歌舞伎俳優及び新派の俳優を会員とする社団法人で、定款に定める事業の一つとして、歌舞伎俳優等の会員の著作隣接権、実演家人格権、肖像権等の権利処理業務を行っています。

具体的には、各歌舞伎俳優及び故人の場合はそのご遺族から委任を受け、各種利用者団体との協定締結交渉を行うほか、各利用者からの許諾申請等の受付、許諾手続き、使用料・報酬等対価の受領とその分配などの業務を行っています。

なお、平成13年10月1日、著作権等管理事業法が施行され、著作隣接権者から委託を受け、その権利をいわゆる「一任型」で管理（利用の許諾、使用料の徴収・分配など）する場合には、管理事業者として登録することになりましたが、日本俳優協会は、個々の歌舞伎俳優から「一任型」の委託を受けてはいため、管理事業者に該当しません。「一任型」とは、利用者に請求する使用料の額の決定について、権利者である委託者から一任され、利用の許諾に際して、その都度権利者に相談することなくこれを決定する権限を有している場合ですが、歌舞伎俳優は、利用の許諾をするかどうか、許諾する場合にはその条件、使用料の額等、すべての判断権限を自己に留保しています。日本俳優協会は、利用申請された場合には、その都度関係する歌舞伎俳優に対して、許諾の可否等の判断を求め、その意向を利用者に伝えるというしくみを採用しており、これは「非一任型」と呼ばれています。

## II 芸団協・実演家著作隣接権センター（CPRA）との関係

### (1) 社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）

社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）は、俳優、歌手、演奏家、舞踊家、演芸家、演出家、舞台監督などの実演家と、関連するスタッフ・制作者などが結集する67団体（平成15年2月現在）を正会員とする社団法人で、芸能文化の発展に寄与することを目的として昭和40年に設立されました。主に、実演家の著作隣接権に関する業務、芸能文化の振興のための諸事業、実演家の福祉を図るための諸事業等を行っています。日本俳優協会も、芸団協の会員団体の一つです。

また、実演家著作隣接権センター（CPRA=クプラ）は、著作権法等に基づく実演家の権利処理に関する専門の執行機関であり、社団法人日本音楽事業者協会（音事協・JAME）及び社団法人音楽制作者連盟（音制連・FMP）の協力を得て、芸団協の内部組織として平成5年に発足しました。

### (2) CPRA

CPRAは、実演家の権利処理業務として、次のような業務を行っています。

#### ① 著作権法上の指定団体等としての業務

著作権法は、実演家の権利として、放送事業者・有線放送事業者に対する商業用レコードの二次使用料請求権（95条1項）及び貸レコード業者に対する報酬請求権（95条の3、1項）を認めていますが、それらの権利行使は、実演家一人一人によってではなく、文化庁長官により指定された団体によってのみ行うものとされています（95条5項、95条の3、4項5項）。CPRA（芸団協）は、文化庁による指定団体として、上記各使用料の徴収及び分配を行っています。

また、私的録音録画補償金を受ける権利の行使（104条の2）については、指定管理団体である私的録音録画補償金管理協会（sarah=サーラ）及び私的録画補償金管理協会（SARVH=サーブ）が、それぞれ補償金の徴収並びに実演家、レコード制作者及び著作権者への分配を行っています。CPRAは、実演家分について、各指定管理団体からまとめて分配を受け、これを個々の権利者に対して分配する業務を行っています。

#### ② 実演家の著作隣接権の処理業務

CPRA（芸団協）は、著作権等管理事業法が定める著作権等管理事業者として文化庁長官の登録を受け、実演家の著作隣接権の処理業務を行っています。

具体的には、実演家から委任を受けた会員団体または団体の構成員以外の実

演家から委任を受けて、商業用レコードの貸与、商業用レコードに録音された実演の放送用録音等について、許諾手続き、許諾にかかる使用料の徴収及び分配の業務を行っています。

### (3) 日本俳優協会

日本俳優協会は、会員である歌舞伎及び新派の俳優から委任を受け、CPRA(芸団協)に対して、上記の①指定団体業務及び②著作隣接権処理業務の一部を委任しています。

①の商業用レコードの二次使用料及び貸レコードにかかる報酬は、指定団体であるCPRA(芸団協)が一括徴収し、委任団体である日本俳優協会に対して分配されます。日本俳優協会は、これを会員である各俳優に対して分配しています。

一方、②の著作隣接権処理業務については、94条2項に基づくリピート放送料などの料率について放送事業者と交渉しこれを決定することをCPRAに委任しており、CPRAと放送事業者間の契約に基づき計算された金額が、放送事業者から、日本俳優協会を通さず直接歌舞伎俳優に対して支払われています。

その他の主たる著作隣接権処理業務、たとえば、放送番組のビデオ化等目的外二次利用・記録用録音録画物の目的外二次利用等録音権・録画権の行使、インターネット上の利用についての送信可能化権の行使等や、実演家人格権の保護に関する業務については、日本俳優協会が、各俳優から委任を受けて、独自に直接行っています。

また、肖像権に関する権利処理は、すべて日本俳優協会において行っています。

なお、歌舞伎俳優の実演であっても、歌舞伎以外の芸能活動（テレビドラマへの出演、歌舞伎以外の演劇活動等）に基づき発生する権利については、現在のところ基本的には日本俳優協会において処理業務を行っていません。ただし、お問い合わせには応じています。

このように、歌舞伎俳優の権利処理システムは、多少複雑な面がありますので、歌舞伎俳優の写真や映像・音声を利用しようとされる場合には、必ず、事前に日本俳優協会までご相談ください。

### III

## 歌舞伎の各ソフトにおける権利処理の実態

ここでは、第1章2（→10頁）で紹介した歌舞伎の各ソフトについて、第2章I（→15頁～）に列挙した歌舞伎俳優の権利が実際にはどのように処理されているのかを説明します。

### 1 写真

写真については、肖像権の処理を次のように行っています。

#### (1) 舞台写真

劇場及び歌舞伎俳優は、歌舞伎の舞台公演を一般の観客が撮影することについては一切許可しておりません。これは、シャッターの音やフラッシュの光などが他の観客にとって迷惑となるため、劇場としてよりよい観劇の環境を整える義務を果たすことができなくなること、歌舞伎俳優にとっても演技に差し障りが出る懸念があることなどが、その理由です。

また、歌舞伎俳優は、プロの写真家に対しても、舞台公演の撮影を一般的には許可していません。

歌舞伎座等の舞台公演で演じている姿を撮影して作成する舞台写真やプロマインドについては、ごく限られた特定の写真家が、歌舞伎俳優及び劇場側の許諾を得て撮影しています。歌舞伎俳優が納得する写真を撮るためにには、歌舞伎そのものを熟知し、被写体となる俳優の特徴や癖をのみ込んでいる必要があることから、歌舞伎俳優が了解した写真家に対してのみ、撮影を許可しているためです。

このようにして撮影される歌舞伎座等の舞台写真は、その舞台公演の期間中に、劇場内の売店で販売されるのみで、一般には市販されていません。したがって、まさにその公演を鑑賞した観客のみが購入できる限定品であり、歌舞伎ファンにとっては希少価値を有するものとなっています。

撮影を許諾されている写真家は、公演初日から数多くの写真を撮影しますが、被写体となった各歌舞伎俳優自身によるチェックを経て、当人から販売が許可された写真のみが劇場内で販売されます。このため、初日から10日前後を経過してようやく販売が開始されるのが通例となっています。

また、歌舞伎俳優は、写真家に対して、公演期間中の劇場内での販売に使用することを目的として特定の写真の使用を許可しているため、写真家が、自分の撮影した写真を別の目的に使用したり、第三者に提供するためには、あらためて歌舞伎俳優の許諾を得る必要があります。写真家は、撮影した写真について著作権を有していますが、被写体の歌舞伎俳優の肖像権の処理は別途必要と

なるからです。

このように、歌舞伎俳優が、肖像権（人格権及びパブリシティ権）に基づき舞台写真の撮影や利用について厳しい管理をしているのは、歌舞伎の芸術性を重んずるためです。歌舞伎の舞台は、登場人物の演技、扮装、舞台美術その他の演出全体が相俟って、華があり絵のように美しい形に構成されていなければなりません。そして、演技・演出は、特定の作品ごとに定められた方法があるものの、繰り返し上演されるごとに工夫が重ねられ洗練されていくものですから、常に最高の舞台を求めて、俳優をはじめとする関係者によるたゆまぬ努力が続けられています。ある演目の舞台公演が、写真という形で固定化され、広く販売等頒布されるとすれば、出演した歌舞伎俳優としては、最高の状態で演じられている舞台について、最高の構図で撮影された写真を使用することを希望するのは、芸術家として当然であることをご理解いただきたいと思います。

日本俳優協会では、舞台写真について、これまで、各種の出版物（単行本、雑誌、教科用図書、学習参考書、パンフレット等）、テレビ放送番組（クイズ番組、情報番組等）、展覧会、資料館・文学館等文化施設での展示その他様々な媒体への使用について、使用許諾申請手続きを受け、肖像権の権利処理を行ってきています。

## （2）記録用写真

日本俳優協会は、歌舞伎俳優の委任を受け、松竹株式会社及び日本芸術文化振興会（国立劇場）に対して、伝統芸能の記録保存や啓蒙普及を主たる目的として、記録用写真を撮影することについて許諾しています。

記録用写真は、松竹株式会社や国立劇場の専属カメラマンにより撮影されますが、市販することや出版物への掲載等により一般に公開されることを予定していません。このため、契約上定められた一定の目的以外に利用する場合には、関係俳優の許諾を得なければならないことになっています。

## （3）報道・宣伝用写真

報道や宣伝のために写真が必要な場合、通常は、劇場や俳優側から写真が提供されますので、マスコミのカメラマンが舞台公演を撮影する必要性はありません。稀に撮影の要請がある場合には、事前に劇場及び日本俳優協会に対して、撮影の許可申請をしていただき、撮影範囲や使用方法などを限定したうえで、撮影と写真の使用を許可しています。

なお、演劇出版社の「演劇界」に掲載される写真は、通常、（1）の歌舞伎専門写真家が撮影した写真が使用されています。

## 2 映像・音声

映像・音声については、肖像権、著作隣接権等を次のように処理しています。

歌舞伎俳優は、以下に説明するとおり、劇場用映画及び一部の記録映画の場合を除き、歌舞伎の実演について録音録画の許諾をする際には、必ず使用目的を限定するなど、一定の条件を付していますので、再利用については、原則として、歌舞伎俳優の許諾等日本俳優協会との関係で何らかの手続きを要するものとお考えください。

### (1) 放送番組用

#### ① NHK（日本放送協会）

歌舞伎俳優は、NHKとの契約により、歌舞伎座等における舞台公演を劇場中継番組として放送することを許諾しています。また、スタジオ収録の歌舞伎関係の番組への出演に際して、その放送番組での実演の放送を許諾しています。これらは、放送の許諾であり、録音録画の許諾は含まれていません。

したがって、NHKが、放送用に固定（録音録画）した放送用素材を別の目的のために再利用する場合には、歌舞伎俳優から録音権・録画権（91条1項）に基づく許諾を得る必要があります。

NHKは、これらの放送用素材を、自己の別の放送番組に一部利用する場合に必要となる録音権・録画権の処理のために、日本俳優協会との間において覚書を締結しています。また、NHKが、放送用素材を再利用して市販のビデオを作成したり、第三者に対して放送用素材を提供する場合には、その都度、日本俳優協会を通じて、関係俳優の許諾を得ることになっています。

NHKが保有している報道用の放送用素材についても、別の目的に再利用する場合には、別途歌舞伎俳優の許諾を得ることになっています。

#### ② 松竹株

松竹株は、委託放送事業者の株伝統文化放送が行うCS放送（スカイパーフェクTV！のチャンネル）に供することを目的として歌舞伎俳優の舞台公演を録音録画することについて、日本俳優協会との間で覚書を締結しています。日本俳優協会は、目的等を限定して録音録画の許諾をしているため、松竹株が、この覚書に基づき作成した録音・録画物を、別の目的に自ら再利用したり第三者へ提供しようとするときには、別途歌舞伎俳優の許諾を得ることになっています。

### (2) 記録用

#### ① 日本芸術文化振興会（国立劇場）

日本芸術文化振興会は、記録保存用に歌舞伎俳優の実演を録音録画すること

について、日本俳優協会との間で、協定書を締結しています。この協定書に基づき作成された録音録画物は、国立劇場内において、伝統芸能の調査研究、伝承者の養成または収益を目的としない啓蒙普及の事業のために視聴させるとき、あるいは出演者の求めにより、その技芸研究のため複製して提供するときに利用されることが想定されていますが、その他の目的で再利用するためには、別途歌舞伎俳優の許諾を要する旨定められています。

## ② 松竹株

松竹(株)は、記録保存用に歌舞伎俳優の実演を録音録画することについて、日本俳優協会との間で協定書を締結しています。この協定書に基づき作成された録音録画物を、松竹(株)が、後に商業目的に利用したり、第三者に提供する場合には、別途歌舞伎俳優の許諾を要する旨定められています。

## (3) 映画

### ① 記録映画

これは、映画館での上映を予定して作成されてはいないという点で、劇場用映画と異なる性格を有しています。歌舞伎俳優が、録音録画を許諾する際に、その増製等の利用を前提としていたとは必ずしもいえない場合がありますので、作品によっては、その再利用について、別途歌舞伎俳優の許諾を要する場合があります。

### ② 文化映画

日本芸術文化振興会は、伝統芸能の啓蒙普及または研修の用に供するために、歌舞伎俳優の許諾を得て、文化映画を作成しています。この文化映画は、日本俳優協会との協定書により、フィルム以外の形態に複製・頒布しようとするとき、別の目的のために複製・頒布しようとするとき等は、別途歌舞伎俳優の許諾を要する旨定められています。

### ③ 劇場用映画

これは、当初から映画館での上映が予定されている劇場用映画で、歌舞伎俳優は、通常、出演を承諾したことにより、その映画の著作物に実演を録音録画(増製を含む)することについて許諾しているものと思われます。

したがって、これらの増製等の利用について、現在のところ、日本俳優協会としては、録音権・録画権・放送権・送信可能化権等に関する権利処理手続きをとることはお願いしておりません。

ただし、CMへの二次利用等の場合には、肖像権(パブリシティ権)に基づく権利行使をすることができますので、別途許諾を得ていただく必要があります。

#### (4) 商業用ビデオ・DVD

---

NHKが、放送用素材を二次利用して商業用ビデオ・DVDを作成し、または第三者に作成させるために提供しようとする場合には、歌舞伎俳優から、録音録画の許諾を得る必要があります。

日本俳優協会では、この許諾をする場合に、許諾の範囲を限定し、目的外利用を制限するなど、一定の条件を付しています。

#### (5) 商業用レコード・CD

---

歌舞伎俳優は、商業用レコード・CDに歌舞伎の実演を収録する場合、録音の許諾をしています。

歌舞伎俳優の許諾を得てその実演を録音した商業用レコード・CDを放送及び有線放送に使用することについて、許諾権は及びませんが（92条2項2号イ）、二次使用料請求権が認められています（95条）。しかし、商業用レコード・CDを増製したり、送信可能化するときには、録音権（91条1項）や送信可能化権（92条の2、1項）が働きますので、別途歌舞伎俳優の許諾が必要です。

## 歌舞伎のソフトを 利用するための 具体的な手順

歌舞伎の写真や映像・音声を利用しようとする場合、具体的には、どこへ行って何をすればよいのかという手順は、おおむね次のようにになります。

## 1 利用したいソフトの検索・特定

利用したいソフトが漠然としている場合、たとえば、ある俳優の写真、ある演目の舞台写真、歌舞伎の放送番組といった程度しか対象の特定ができていない場合には、まず、利用するソフトを探すことが必要となります。

歌舞伎の写真や映像・音声は、主として、[資料1] 記載の各団体等において所蔵しています。

これらの団体等へ、希望する趣旨に沿ったソフトの存否、利用の可否、条件等をお問い合わせください。

また、利用しようとする写真や映像・音声が、明確に特定されている場合についても、まず、その所蔵者を確認したうえ、貸出しが可能かどうかをお問い合わせください。（→75頁）

## 2 関係権利者の確認

利用したいソフトが特定され、そのソフトの所蔵者から貸出しができる場合またはソフトが手元に存在する場合には、次にそのソフトの権利関係を調べることになります。

ソフトの利用にあたって権利処理が必要かどうかは、すべての権利者との関係で調査する必要があります。

権利関係については、まず、所蔵者に問い合わせてください。不明確な場合には、日本俳優協会においてもご相談に応じていますので、お尋ねください。

また、著作権法上、保護期間の経過あるいは権利の制限規定により、許諾を得ることなく利用することができると思われる場合であっても、法的要件に該当するかどうかの判断には難しい面もありますので、念のため、権利者団体等へ確認されることをお勧めします。（→76頁）

## 3 日本俳優協会への利用申請手続き

歌舞伎俳優の権利については、日本俳優協会が窓口となっています。

利用したいソフトを特定し、その所蔵者から貸出しを受けることができるかまたはすでにソフトを保有している場合には、日本俳優協会を通じて、関係俳優の許諾を得ていただくことになります。

歌舞伎俳優は、歌舞伎のソフトに関して必ず何らかの権利を有していると考えください。いわゆるワン・チャンス主義により権利が及ばないソフトは、ごく限られているという特殊事情があります。また、著作隣接権の制限規定に

より自由利用が認められる場合であっても、実演家人格権は制限を受けませんし、肖像権については別途検討する必要がありますのでご注意ください。

日本俳優協会では、歌舞伎のソフトの利用に関してご相談に応じていますので、不明な点は、あらかじめお尋ねください。

## (1) 手続きの流れ

### ① 使用許諾申請書の受付

② 権利者である歌舞伎俳優に、利用申請の内容を伝え、許諾の可否、条件等の意向を確認

③ 申請者に対して、関係俳優の意向を踏まえて回答

④ 許諾する場合には、許諾書を発行または契約を締結

申請者は、ソフトの所蔵者に対し、日本俳優協会から取得した許諾書または締結済みの契約書を提示・提出すると、ソフトの貸出しを受けることができる。

⑤ 許諾の対価として、日本俳優協会から使用料を請求（有料の場合）

⑥ 使用料を徴収し、権利者へ分配

⑦ 申請者から、使用して作成された成果物等の提出を適宜受ける。

日本俳優協会では、歌舞伎俳優（故人の遺族等を含む）から委任を受け、著作隣接権、実演家人格権及び肖像権に関する権利処理を、上記のような手順で行っています。

当協会事務局において、まず利用目的や方法、内容等をチェックさせていただきますが、許諾するかどうか、許諾する場合の条件、使用料の額などについて最終的に判断し決定するのは、俳優その他の関係権利者であって、協会事務局ではありません。日本俳優協会は、権利者にその都度意向確認をして、これを利用者に伝えるという方法で権利処理手続きを行っています。

なお、利用者が、権利者である歌舞伎俳優と直接交渉することについて、日本俳優協会は特に制限をしておりません。特定の歌舞伎俳優についてのソフトをCMへ利用する場合などは、むしろ直接交渉をお願いしています。

[資料3]に、写真の使用許諾申請書、録音録画物の使用許諾申請書及び撮影許可申請書の書式を掲載しましたので、参考にしてください。

申請に当たっては、次の点にご留意ください。

- i: ソフトを利用した成果物の発行者と実際にこれを製作する業者が異なるなど  
ソフトの利用に複数の者が関わる場合（放送局と番組制作会社、出版社と書籍の著者、商品のメーカーとパッケージ業者等）においては、権利処理について最終的に日本俳優協会に対して責任を負担する個人または法人を申請者としてください。  
最終責任者を当事者として、許諾書の発行または契約の締結をします。
- ii: 申請に当たって、利用予定の写真やビデオ等ソフトの現物または写しが手元にある場合には、これを必ず添付してください。
- iii: 利用目的、方法等に関する企画書などの具体的な参考資料がある場合には、申請書に添付してください。

## (2) 歌舞伎のソフトの使用料等

使用料、手数料等の費用については、利用するソフトの種類、利用の目的・態様等によって異なります。申請の内容等諸事情を踏まえ、その都度判断して決定しています。

基本的には、歌舞伎俳優の権利処理が必要となる利用については、使用料を請求させていただきます。ただし、著作権法の権利制限規定に該当せず自由利用は認められない場合であっても、公益上の目的が強い場合、学校教育、社会教育、文化活動等を目的とする場合、学術研究を目的とする場合、障害者等の利用を目的とする場合など、日本俳優協会が営利を目的としない利用と認める一定の場合には、使用料の減免をすることがあります。なお、使用料を免除する場合、権利処理手続きに必要な実費程度については手数料としてご負担いただきます。

また、公演の報道、宣伝・広報活動への利用の場合には、松竹株と日本俳優協会において別途定める宣伝スタッフ向けのガイドラインに基づき、一定の範囲で無償利用が認められています。ただし、これらの場合にも、事前に届出をし事情説明をしていただく必要があります。

なお、CMなど特定の商品や企業イメージの広報宣伝に利用する場合、Tシャツや雑貨等の商品に肖像を直接利用する場合等については、原則として日本俳優協会においては権利処理手続きを行っていません。これらの場合には、対象となる俳優側と直接交渉していただくようお願いします。ただし、当該俳優からの個別の依頼がある場合には、契約交渉のお手伝いをすることは可能です。くわしくは、日本俳優協会にお問い合わせください。

### (3) 手続きに必要な日数

日本俳優協会で利用申請を受け付けてから申請者へ回答をするまでに、実際に必要な日数は、基本的には1週間を目途としていますが、権利者の人数、利用の態様その他申請の内容によって、2週間以上要する場合もあります。

日本俳優協会では、必ず関係権利者の意向を踏まえて権利の処理を行いますので、関係する歌舞伎俳優が地方公演中であったり、休演中、海外に滞在中等の場合、利用申請についての連絡をした後当人の意向が示されるまでに、相当の時間を要します。また、公演の初日前で稽古に集中している場合など、特別の事情によっても、お返事の遅れことがありますので、このような点についてはあらかじめご了承ください。

利用の申請にあたっては、これらの事情を踏まえ、時間的に十分な余裕をもって行っていただくようお願いします。

### (4) インターネットでの利用についての考え方

インターネットのホームページなどに写真や映像（動画）・音声が掲載された場合、世界中のインターネットユーザは、極めて簡単な操作で、瞬時にそれらをダウンロードして自分のパソコンのハードディスク内にコピーして保存することが可能となりました。そのようにして取得した写真や映像・音声を、単に私的に楽しむだけでなく、さらに、特定の第三者に送信することも、自分のホームページ上に掲載してこれを不特定多数の第三者がダウンロードできる状態に送信可能化することも、あるいは印刷して配布したり紙媒体に再利用することも、実にたやすいこととなっています。

世界中がネットワークで結ばれ、大量な情報を瞬時にやり取りできるというインターネットの技術は、まさに情報流通に一大変革をもたらしました。その恩恵のすばらしさについてはいまでもありません。

しかし、同時に、インターネット上に掲載されるコンテンツの権利者にとっては、大量の権利侵害行為がいとも簡単に行われ、しかもその加害者が特定されにくいという危機的状況をもたらしました。また、コピーを繰り返してもほとんど劣化しないというデジタルデータの特性も、ネットの利用者にとっては、歓迎すべきことですが、権利者に対しては、到底看過しがたい莫大な経済的損害を与えることになります。

日本俳優協会では、このような点を踏まえ、歌舞伎俳優の肖像権や著作隣接権等の権利を保護するため、歌舞伎のソフトのインターネットへの利用については、これまで、ごく限られた事例を除き許諾しておりません。

また、日本芸術文化振興会（国立劇場）、松竹（株）、NHK等のソフトの所蔵者

においても、インターネットへの利用のためにソフトを貸出すことは、原則として行っていません。

ただ、今後、インターネットの有用性は、ますます無視しがたいものとなっていくものと思われます。学校教育や社会教育のための利用、世界に向けた日本の伝統文化紹介を目的とした情報発信等のために、インターネット上に歌舞伎のソフトを利用するることは、積極的に検討されるべきであると考えています。

このため、日本俳優協会では、インターネットでの利用を目的とした許諾申請についても、今後、利用目的や利用方法を見極めたうえで、以下に述べるような厳しい条件付きながら前向きに対応していく方針です。手続きを厳格にさせていただくのは、第三者による権利侵害行為の予防と侵害発生時の対応を容易にするためですので、ご了承ください。

①許諾申請の受付は、当面の間、申請者が法人の場合のみとします。

許諾することができるるのは、日本俳優協会において定める基準に照らし、実演家の権利を擁護する姿勢、権利侵害が発生した場合における責任負担能力の有無等を検討し、信頼できるものと判断される法人による利用の場合に限ります。

②申請は、インターネット上で歌舞伎のソフトを利用するサイトの運営者である法人が行うものとします。たとえば、ホームページの作成を請け負う業者などは、申請手続きの代行をすることはできますが、申請や許諾の当事者となることはできません。あくまで、ソフトを利用するサイトの運営者の名義と責任において、権利処理を行っていただきます。

③申請手続き上、少なくとも次の事項を明記し、必要書類を提出していただきます。

- a：申請者の法人名、代表者名、住所、電話・FAX番号、メールアドレス  
会社の履歴事項全部証明書、会社案内パンフレット等
- b：ソフトを利用するサイトの名称・ドメイン名等サイトの特定に必要な事項
- c：ソフトの使用期間
- d：プロバイダに関する必要な情報
- e：コンテンツをアップロードするサーバーの所在及び管理責任者
- f：商用配信・非商用配信の別
- g：コンテンツ利用について有償・無償の別  
有償の場合は、その使用料金（会費等も含む）
- h：利用希望ソフトについて、所定の必要事項を記載したリスト

- i: 利用希望ソフトの著作権者等一覧
- j: コンテンツ利用は会員制か否か
- k: 使用言語（日本語限定か他言語表示もするか）
- m: 不正コピー防止策（電子透かし等コピー防止技術、警告文言の有無等）

④ 使用の許諾は、次のような点を考慮して判断します。

- a: 他の権利者の許諾の有無
- b: 電子透かし等の違法なコピーへの技術的対策の程度
- c: 掲載する写真の画質を一定レベル（72dpi）以下とし、サイズも限定すること
- d: コンテンツの権利者の表示をするとともに、著作権、著作隣接権、著作人格権、実演家人格権、肖像権等について、利用者への十分な説明、警告をすること
- e: ユーザーによる不正使用が発覚した場合に、加害者を特定し、権利者の権利侵害の除去、回復等について、権利者と協力して責任をもって対処すること

⑤ 使用を許諾する場合には、ソフト使用に関する契約書を締結します。

#### 4 | 歌舞伎俳優以外の権利者への手続き

歌舞伎俳優の権利処理手続きと並行して、前記2で確認された他の権利者に対しても、権利処理手続きを行っていただく必要があります。  
関係権利者から許諾を得られない場合には、日本俳優協会へ、その旨を速やかにご連絡ください。